

宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について



宜野湾市の実情に沿った適切な墓地行政を推進するため、「宜野湾市墓地等の経営の許可等に関する条例」が制定されました。

本条例は**墓地経営の許可基準及び手続き、その他必要な事項を定めており、平成26年4月1日**からの施行となります。

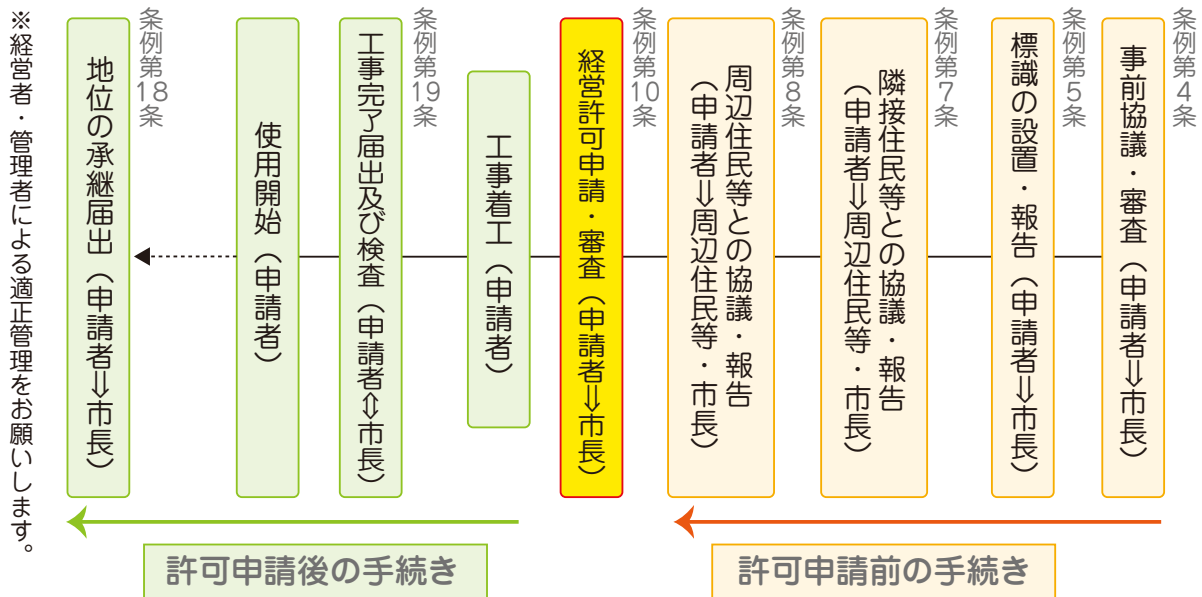
条例の施行により変更・追加される事項

許可申請前に追加される手続き事項

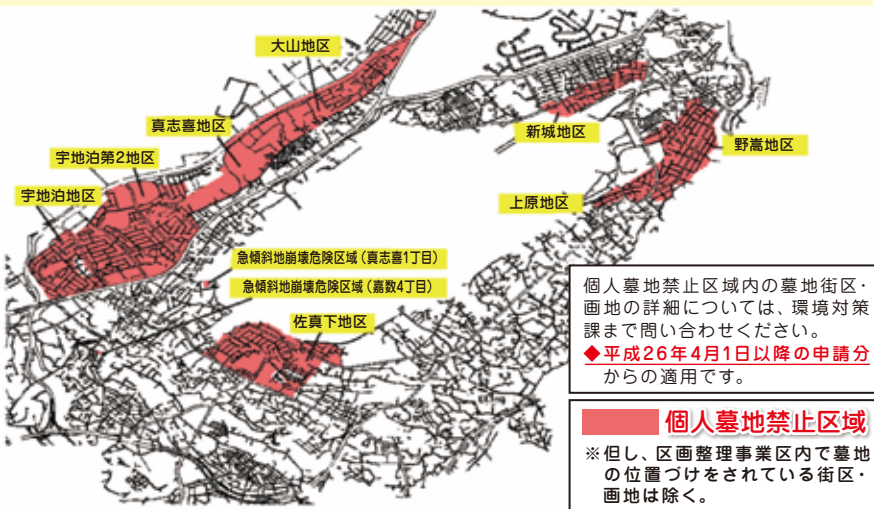
- ① 事前協議
- ② 標識の設置
- ③ 隣接住民等（墓地に隣接する土地の所有者など）との協議
- ④ 周辺住民等（墓地区域から100m以内にある建物等の所有者など）との協議

その他変更・追加される主な事項

- ① 個人墓地の面積制限（概ね20㎡以下）
- ② 個人墓地禁止区域の指定
- ③ 工事完了届出・検査
- ④ 地位承継の届出（祭祀を継承した場合）
- ⑤ 経営者の遵守事項
- ⑥ 立入調査
- ⑦ 勧告・公表



個人墓地禁止区域図 (平成26年4月1日より適用)



個人墓地について

○個人墓地は公営墓地が利用できない等、やむを得ない事情があり、自己又は親族のために設置しようとする場合に限り許可されるものです。

○墓地の設置（経営）には、市長の許可を受ける必要があります。無許可で墓地を設置した場合は法律による懲役や罰金が処される可能性があるほか、市条例に基づく氏名等の公表がなされる場合があります。法律・条例の遵守をお願いします。

※次の場所では、個人墓地の設置はできなくなります。

- ① 土地区画整理事業地区
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内

※詳しくはホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。